

高知県温室効果ガス排出量算定業務仕様書

1 委託業務の目的

本県の温室効果ガス排出量を算出し、各部門の推移を分析することにより、実態に即した地球温暖化対策の有効な手法の立案に生かしていく。

2 業務内容

(1) 業務の名称

高知県温室効果ガス排出量算定業務

(2) 業務の期間

契約の日から令和5年3月24日

(3) 算定対象とする温室効果ガス

- ・二酸化炭素
- ・一酸化二窒素
- ・メタン
- ・ハイドロフルオロカーボン類（以下「HFCs」という。）
- ・パーフルオロカーボン類（以下「PFCs」という。）
- ・六ふつ化硫黄（以下「SF₆」という。）
- ・三ふつ化窒素（以下「NF₃」という。）

(4) 温室効果ガス排出量算定年

2020年

ただし、算定年以前のデータのうち暫定値であるものについては、その確定値を把握し、各算出年の全データが確定値となった時点で修正を行うこと。また、算定に使用する資料等を変更した場合や、統計資料が過去に遡って修正されている場合については算定年以前のデータについても修正を行うこと。

(5) 算定方法

算定に必要なデータ資料等を入手し、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（環境省 令和4年3月）」（以下「策定・実施マニュアル（算定手法編）」）の内容と別添「資料 温室効果ガス排出量の算定方法」（以下「温室効果ガス排出量の算定方法」）に記載された算定方法が整合性のとれたものであるか検討した上で算定すること。

- (注) ① 過去算定分について、データが収集困難等の理由から未算定であったデータやエネルギー転換部門についても可能な限り収集し、算定すること。
- ② 算定に必要な資料等の不存在等により算定が困難な場合は、当課と協議のうえで算定すること。
- ③ 「策定・実施マニュアル（算定手法編）」と「温室効果ガス排出量の算定方法」の算出方法が整合しない場合は、当課と協議のうえで精度が高く合理的な方法で算定すること。
- ④ 契約期間中に「策定・実施マニュアル（算定手法編）」の内容に変更があった場合は、算定方法が最新のマニュアルの内容と整合性のとれたものであるか検討した上で算定すること。

(6) 温室効果ガス排出量算定後の処理

本県の温室効果ガス排出量データの比較分析については、以下の二通りで行うこと。

- ①電気の二酸化炭素排出係数を各年度における数値で算定し、1990、2004～2020年度の各年度間で比較分析（統計データ値の増減分析に加えて、社会情勢、消費動向、気候などの要因分析含む）を行う。また、エネルギー起源のCO₂排出量の推移グラフ、算定年の前年及び基準年との増減を表に整理すること。表には2030年度の削減目標値を対比させること。
- ②電気の二酸化炭素排出係数を2013年度の数値で算定し、2013～2020年度の比較分析（統計データ値の増減分析に加えて、社会情勢、消費動向、気候などの要因分析含む）を行う。また、エネルギー起源のCO₂排出量の推移グラフ、算定年の前年及び基準年との増減を表に整理すること。表には2030年度の削減目標値を対比させること。
- 比較分析に必要となる過去の排出量算定結果及び森林吸収量については、本県がデータを提供する。

(7) 成果品

- ① 温室効果ガス排出量算定結果報告書（2020年） 2部
※令和5年2月末までに温室効果ガス算定結果の電子データを事前に提出すること。
- ② ①の算定に用いた燃料種別発熱量及び排出係数一覧表（2020年） 2部
- ③ ①の算定過程において算出した各部門・排出源別の排出量一覧（2020年） 2部
- ④ ①の算定過程において算出した各部門・排出源別のエネルギー消費量一覧（2020年） 2部
- ⑤ 各算定に使用した資料の写し 2部

- ⑥ この業務に関わって作成した資料の電子媒体（Excel・Word 形式）一式
- ⑦ 県との打ち合わせ（協議）記録 2 部